

# 乳子青 児童医療費助成事業のご案内

令和5年4月改訂

「児童手当」及び「児童医療費助成」の申請の際には、申請者や配偶者等のマイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類）の提供をお願いします。

申請により、区内在住の高校3年生相当年齢までの児童の医療費（保険診療の自己負担分）と入院時の食事療養費を助成します。所得制限はありません。

## 1. 対象となる乳幼児・児童の年齢

- ① 医療証  
0歳から小学校入学前（6歳になった日以降、最初の3月31日まで）の乳幼児
- ② 医療証  
6歳になった最初の4月1日から中学校修了前（15歳になった日以降、最初の3月31日まで）の児童
- ③ 医療証  
15歳になった日以降最初の4月1日から18歳になった日以降最初の3月31日までの児童

## 2. 資格要件

- (1) 乳幼児または児童の住所が大田区内にあること
- (2) 健康保険に加入していること

※申請者は原則、児童と同居している保護者で生計中心者の方です。

それ以外の方が保護者となることを希望する場合はお問い合わせください。

※次の場合は対象外です。①生活保護を受けているとき ②里親またはファミリーホームに委託されているとき

③児童福祉施設に「措置」により入所しているとき（通所利用・契約入所は除く）

## 3. 申請方法

子育て支援課こども医療係の窓口、電子申請または郵送により申請してください。

◇電子申請はマイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。パソコン、スマートフォンで **ぴったりサービス** と検索してください。

◇子育て支援課こども医療係の窓口で代理人（申請者（受給者）と同一世帯以外の方）が申請する場合は、委任状が必要です。配偶者の方でも同一世帯以外の場合は委任状が必要です。

◇郵送の場合は子育て支援課こども医療係への到達日が申請受付日となります。郵便事故に関する責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

◇転入及び出生に伴う申請の場合のみ、特別出張所で提出することもできます。

(1) 申請に必要なもの

- ①医療証交付申請書
- ②児童の健康保険証の写し（提出は後日でも結構です。）
- ③本人確認書類（郵送の場合は写し）

(2) 医療証の発行

子育て支援課こども医療係の窓口でのみ、すべての書類がそろっていれば、即日発行できます。

特別出張所の窓口では、医療証の発行はできませんのでご注意ください。なお、郵送の場合は、1週間程度で医療証をご自宅にお送りします。

※住民票の反映状況等により即日発行できない場合があります。

※東京都以外の国民健康保険組合に加入している方は、医療証を発行することができません。その場合には、医療費助成の受給資格を証する通知を交付します。

## 4. 資格発生日

原則、申請月の初日から資格が発生します。

ただし、出生・転入の場合は、6ヵ月以内に申請すると、出生日・転入日に遡って資格が発生します。

## 5. 助成の受け方

- (1) 都内の契約医療機関で受診するとき、医療機関等の窓口健康保険証と医療証を提示すると健康保険が適用される医療費の自己負担額を支払わずに受診できます。
- (2) 都外の医療機関や都内の医療証を取り扱わない医療機関で受診するとき、医療機関等の窓口健康保険証をご提示のうえ一旦自己負担額を支払い、領収書をお受け取りください。
- (3) 入院した際の食事療養費については、都内の契約医療機関であっても一旦自己負担額を支払い、領収書をお受け取りください。

※上記(2)・(3)の場合、支払った医療費の払い戻しを受けるための申請方法は以下6のとおりです。

## 6. 医療費を自己負担した場合の払戻し（償還払い）について

(1) 申請方法

郵送または子育て支援課こども医療係の窓口で支給申請してください。

※特別出張所ではお手続きいただけません。また、郵便事故に関する責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 支給申請に必要なもの

①児童医療費助成金支給申請書

※支給申請書は大田区ホームページからダウンロードできます。また当係へご連絡いただければ、ご自宅等にお送りします。

②領収書の原本

※受診者氏名・受診日・保険診療点数・保険適用負担額・領収日等の記載が必要です。

③児童の健康保険証と 乳子青 医療証

④医療証に記載されている保護者名義の口座がわかるもの

(3) 注意事項

①健康保険が適用されない医療費は助成の対象とはなりません。

※例：健康診断・予防接種・差額ベッド代・特定療養費、交通事故等の第三者行為によるケガ、日本スポーツ振興センターの給付が受けられる場合等

②支給申請の期限は、医療費の支払日の翌日から起算して5年以内です。

③全額（10割）負担したときや補装具を作ったとき、高額療養費に該当したときは、お子様が加入している健康保険から発行される支給決定通知書が必要です。先に保険診療分を健康保険に申請してください。

※補装具とは、関節用装具、コルセット、小児弱視等の治療用眼鏡などの医師が認めた治療用装具のことをいいます。

※健康保険への申請期限が過ぎ、保険診療とならない場合は、区からの払戻しも受けられませんのでご注意ください。

※申請内容により上記(2)に加え支給申請に必要な書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

大田区こども家庭部 子育て支援課こども医療係  
〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 電話 03-5744-1275(直通) 区役所3階